別記様式第10号

令和６年度　産地連携推進緊急対策事業

消費税仕入控除税額報告書

年　月　日

株式会社日本能率協会コンサルティング

 　所 在 地

 団 体 名

 代表者氏名

　令和〇年〇月〇日付けをもって補助金の交付決定通知のあった令和６年度 産地連携推進緊急対策事業 補助金について、令和６年度 産地連携推進緊急対策事業 実施規程第９の（３）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

１　適正化法第15条の補助金の額の確定額　　　　　　　　　　 　金　　　円

　　（令和〇年〇月〇日付けによる額の確定通知額）

２　補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額　 　　　　 　　 金　　　円

３　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕

 入控除税額 金　　　円

４　補助金返還相当額（３の金額から２の金額を減じて得た額）　 金　　　円

　　（注）１　記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、（３）の資料を除き添付不要。）なお、事業実施者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

　　　　　（１）消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）

（２）付表２「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

（３）３の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）

（４）事業実施者が消費税法第60条第４項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

２　記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他の資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

３　添付資料が報告者のウェブサイトにおいて閲覧可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

５　当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

　［　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　］

　　　（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

６　当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

　［　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　］

（注）１　記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。なお、事業実施者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料

・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）

・事業実施者が消費税法第60条第４項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

２　記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他の資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

３　添付資料が報告者のウェブサイトにおいて閲覧可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。